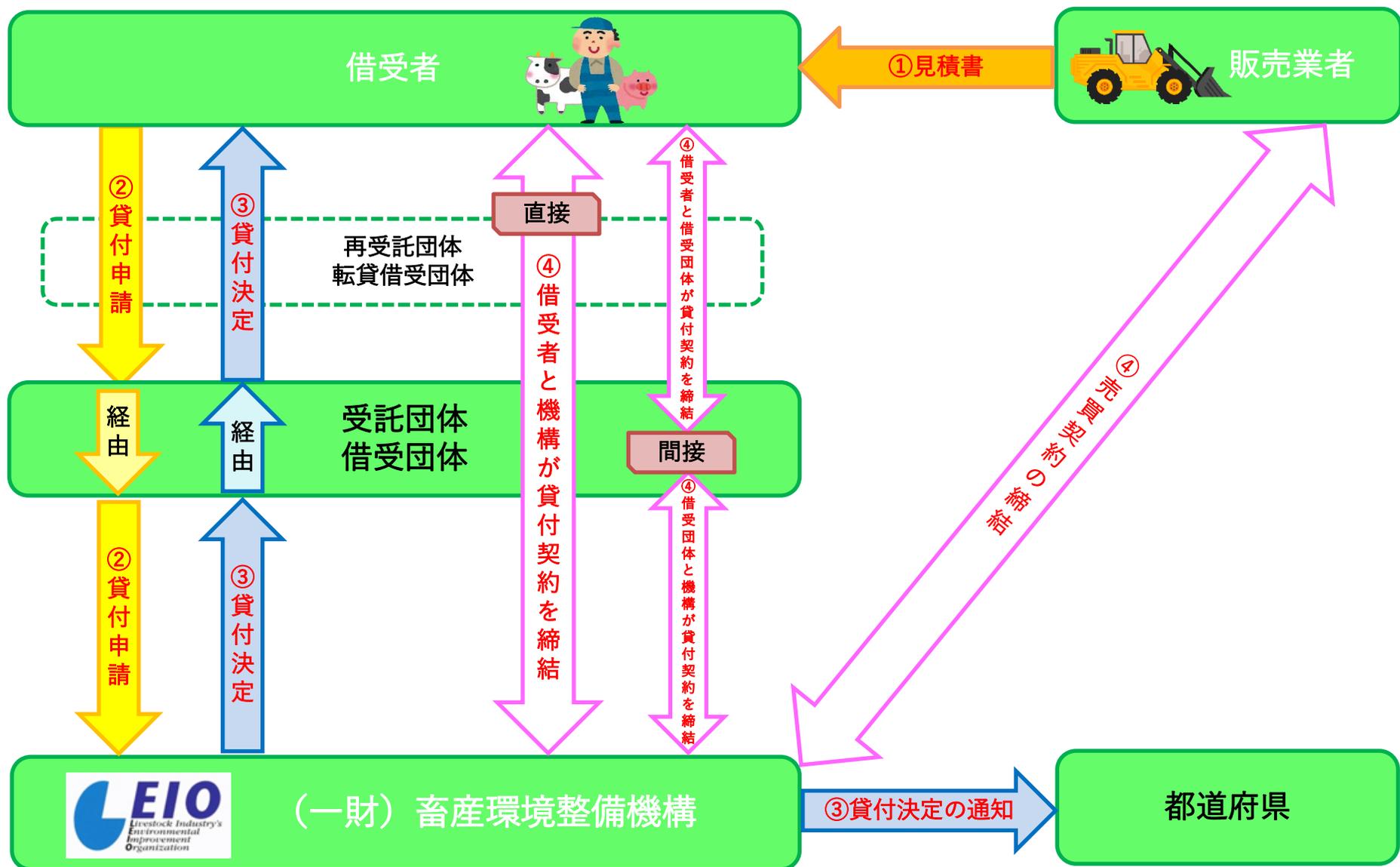


1. 経営・環境リースの申請の流れ



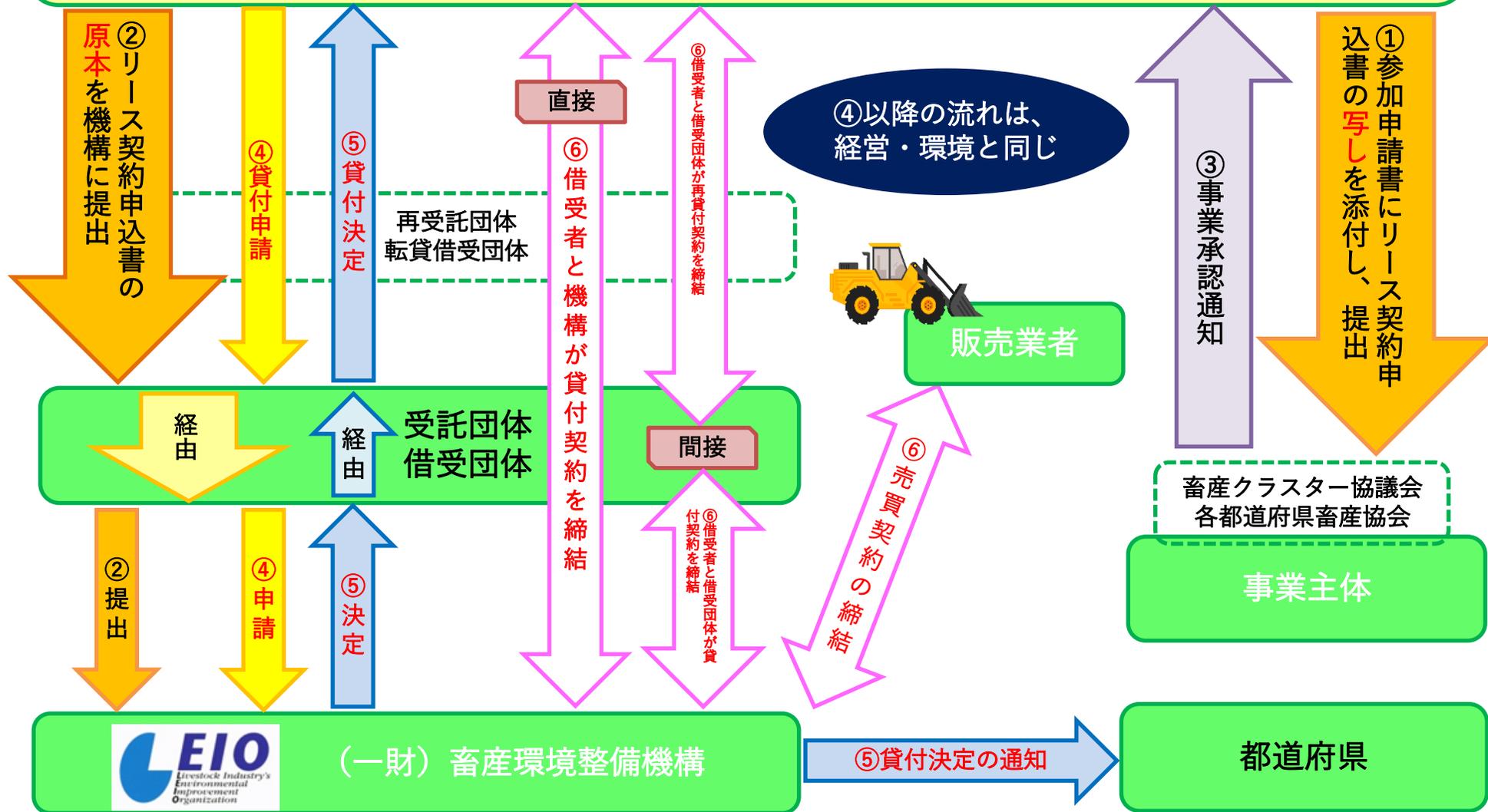
2. 経営リース(クラスター)の申請の流れ



ちくかんリースを
活用しよう。

借受者 (= 取組主体)

令和3年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)の配分予定額通知を受けた取組主体は、事業主体への参加申請書を提出するにあたり、リース事業者とのリース契約申込書(写し)が必要。リース会社を当機構に選定された取組主体は、リース契約申込書を作成し、写しを事業主体に提出。



参考：リース契約申込書

申込日 令和 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 御中

リース契約申込書

(所有権移転リース)

事業名	令和 年度	
-----	-------	--

リース契約の申込を以下のとおり行います。

	貸付施設等	機械本体価額 (税抜)	貸付期間	短縮の場合	設置場所
1			年	年 → 年	
2			年	年 → 年	
3			年	年 → 年	
4			年	年 → 年	
5			年	年 → 年	
	合計	0円			

注1) 事業名欄の「年度」は、事業実施主体から配分通知のあった年度を記載して下さい。

注2) 貸付期間の短縮を希望する場合は、畜産高度化支援リース事業実施要領第2の2の規程に基づき、期間を選択して下さい。

注3) 本申込書の写しを事業実施主体へ提出し、原本は機構に送付して下さい。

注4) 事業実施主体からの承認通知後に、当機構の畜産高度化支援リース事業実施要領に基づき、リースの申請を行って下さい。

受託団体等名			
申込者名等	法人	会社名 代表者名	印
	個人		印
	申込者 (代表者名) の生年月日	西暦 年 月 日	
	番種等		
住所	〒		
電話番号			
FAX番号			

3. 各リース事業の仕組み

	環境リース (畜産環境対策リース)	経営リース (畜産整備リース)	経営リースのうち クラスターリース	経営リースのうち 畜産ICT・楽酪GOリース
新品・中古 (P2)	新品のみ	新品・中古可能	クラスター事業の実施 要領に基づき、新品・中 古可能	畜産ICT及び楽酪GO事 業の実施要領に基づき、 新品・中古可能 (楽酪GO事業は新品のみ)
貸付期間 (P9)	<ul style="list-style-type: none"> ・短縮は、法定耐用年数が10年未満は70%まで、10年以上は60%まで可能 1年未満切り捨て ・延長は、法定耐用年数の120%まで可能 1年未満切り上げ (20年以内) <p>* 但し、延長した分の保険料は自己負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短縮は、法定耐用年数が10年未満は70%まで、10年以上は60%まで可能 1年未満切り捨て ・延長は、法定耐用年数の120%まで可能 1年未満切り上げ (20年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が定める貸付期間(法定耐用年数)で、70%まで短縮が可能。 	
契約方式 (P1)	直接又は間接	直接又は間接	直接又は間接	直接のみ
支払方法 (P11)	年1回払いか年4回払いで選択可能			
附加貸付料率 (令和3年 5月28日現在) 注)毎月改定 (P10)	0.7%	0.7%	0.7%	
	0.5%	0.5%		
		* 中古機械は、低減料率の適用なし		

4. 提出が必要な書類

NEW

NEW

	環境リース (畜産環境対策リース)	経営リース (畜産整備リース)	経営リースのうち クラスターリース	経営リースのうち 畜産ICT・楽酪GOリース
貸付施設等貸付申請書 (P29～)	実施要領 ・別紙様式の1の1 ・様式1号-1又は1号-2	実施要領 ・別紙様式の1の2 ・様式2号	実施要領 ・別紙様式の1の2 ・様式5号-1	実施要領 ・別紙様式の1の2 ・様式5号-2又は5号-3
財務諸表	* 様式に記入する際は、3ヶ年必要。			
個人	所得税青色申告決算書	直近年度の損益計算書・貸借対照表他(1千万円以上の申請については、直近3ヶ年提出)		
	所得税の確定申告書B 第一表(直近年度)			
	借入金明細書の写し	借入金融機関の年次償還予定表など		
法人	決算報告書(直近期)	貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目明細 (1千万円以上の申請については、直近3ヶ年提出)		
納税証明書	税務署発行のその3(個人:その3の2、法人:その3の3)			
個人情報取扱について	留意事項 別紙 * 借受者に対して、1度提出。(毎回提出は不要)			
低減料率に必要な書類 (P11)	・農業経営改善計画認定書 及び経営改善計画の写し (同認定新規就農者である 場合は、青年等就農計画) ・HACCPの認定証の写し など	・農業経営改善計画認定書 及び経営改善計画の写し (同認定新規就農者である 場合は、青年等就農計画) ・HACCPの認定証の写し など		—
借受者要件に基づく提出書類	・「環境と調和のとれた農業 生産活動規範について」に 基づく点検シート	—		—
リース申請が構築物の場合	留意事項 様式例2及び様式例3	留意事項 様式例2及び様式例3	—	留意事項 様式例2及び様式例3

				NEW	NEW
		環境リース (畜産環境対策リース)	経営リース (畜産整備リース)	経営リースのうち クラスターリース	経営リースのうち 畜産ICT・楽酪GOリース
団体	貸付申請の進達書	留意事項 様式例1			
販売業者	見積書	・原則として、3者以上の業者からの見積書(価格競争性を持った選定をおこなうこと)	— (価格競争性を持った選定をおこなうこと)	事業主体へ提出した見積書の写し 最終決定したもののみを提出。3者の見積書は不要。	
	貸付施設等のカタログ・図面	図面のみ原本証明が必要		事業主体へ提出したカタログ・図面等の写し	
	中古機械等の評価書	中古機械の場合のみ			
	販売業者の古物商許可証の写し	中古機械の場合のみ			

* 借受者が共同利用、堆肥センター、TMRセンター、コントラクターの場合は、別に必要な書類等があります。申込があった場合は、お問い合わせ下さい。

その他、当機構の審査等において、必要と判断した場合は、追加の書類を提出して頂く場合もございます。

5. 令和3年度の改正のポイント

	改正点	時期
実施要領 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産高度化支援リース事業の別表1～2の「貸付施設等及びその貸付期間」の品名等を追加しました。(P21～24) 	令和3年4月～
	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産高度化支援リース事業の貸付施設等のうち、特認施設等については、都道府県の意見書を添付し、機構に進達していたが、<u>都道府県意見書は不要</u>となりました。 * 実施要領第1の2の(1)のアの(ク)又は第1の2の(2)のアの(オ)(P2、P4) 	
押印関係	<p>当機構からの貸付決定の通知について、公印省略となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 経営・環境リースについては、秋頃を目処に郵送ではなく、一部メールでの送信を検討中。 	令和3年4月～
その他	<p>貸付料等納入依頼及び手数料の交付通知等(主に受託団体・借受団体宛て)については、メールでの送信を実施します。</p>	令和3年秋以降

変更等がある場合は、メール又はホームページでお知らせいたします。

